

## 令和3年度から適用される個人住民税の主な改正点について

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするなどの観点から、特定の収入にのみ適用される「給与所得控除」及び「公的年金等控除」の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される「基礎控除」の控除額が10万円引き上げられました。これに伴い、子育てや介護を行っている方や給与所得と公的年金所得の両方を有する方に対する配慮として新たに「所得金額調整控除」が創設され、扶養親族等の所得金額要件についても見直されました。

### ◆基礎控除の改正

- ・基礎控除が一律10万円引き上げられます。
- ・合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて基礎控除が段階的に減少し、2,500万円を超えると基礎控除が適用されません。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	33万円 (所得制限なし)
2,400万円超2,450万円以下	29万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	

### ◆給与所得控除の改正

- ・給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・給与所得控除額の上限が195万円に引き下げられます。
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円に引き下げられます。

給与等の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	$(A) \times 40\% - 10\text{万円}$	$(A) \times 40\%$
180万円超360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$	$(A) \times 30\% + 18\text{万円}$
360万円超660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$	$(A) \times 20\% + 54\text{万円}$
660万円超850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$	$(A) \times 10\% + 120\text{万円}$
850万円超1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		

### ◆公的年金等控除の改正

- ・公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・公的年金等控除額の上限が195万5千円に定められました。
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、その所得額に応じて公的年金等控除額が段階的に減額されます。

65歳未満

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額			改正前
	改正後			
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
130万円以下	60万円	50万円	40万円	70万円
130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27\text{万5千円}$	$(A) \times 25\% + 17\text{万5千円}$	$(A) \times 25\% + 7\text{万5千円}$	$(A) \times 25\% + 37\text{万5千円}$
410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68\text{万5千円}$	$(A) \times 15\% + 58\text{万5千円}$	$(A) \times 15\% + 48\text{万5千円}$	$(A) \times 15\% + 78\text{万5千円}$
770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145\text{万5千円}$	$(A) \times 5\% + 135\text{万5千円}$	$(A) \times 5\% + 125\text{万5千円}$	$(A) \times 5\% + 155\text{万5千円}$
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	

65歳以上

公的年金等の 収入金額(A)	公的年金等控除額			改正前
	改正後			
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円
330万円超 410万円以下	(A)×25%+ 27万5千円	(A)×25%+ 17万5千円	(A)×25%+ 7万5千円	(A)×25%+ 37万5千円
410万円超 770万円以下	(A)×15%+ 68万5千円	(A)×15%+ 58万5千円	(A)×15%+ 48万5千円	(A)×15%+ 78万5千円
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+ 145万5千円	(A)×5%+ 135万5千円	(A)×5%+ 125万5千円	(A)×5%+ 155万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	

#### ◆所得金額調整控除の創設

##### (1) 子ども、特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

給与所得控除額の引き下げにより給与収入850万円超の場合は税負担が増加しますが、子育てや介護がある人については負担増が生じないように、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

○対象者：給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する者

ア 本人が特別障害者に該当する

イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

○控除額：（給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）－850万円）×10%

##### (2) 給与所得と年金所得の両方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得と年金所得の両方がある人は、それぞれの控除額が10万円引き下げられたため、基礎控除額が10万円引き上げられても税負担が増加する場合があります。このような負担増が生じないようにするため、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

○対象者：給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える者

○控除額：（給与所得（10万円超の場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得（同左））－10万円

#### ◆調整控除の改正

基礎控除の改正に伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合には調整控除が適用されないこととなりました。

※調整控除とは、税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額の差額による税額の負担増を調整するものです。

#### ◆扶養親族等の合計所得金額要件の改正

控除区分及び要件	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	75万円	65万円
ひとり親に係る生計を一にする子の総所得金額等	48万円以下	38万円以下
雑損控除に係る親族の総所得金額等	48万円以下	38万円以下
家内労働者等の所得計算の特例（必要経費の最低保証額）	55万円	65万円

## ◆非課税基準の変更

区分		改正後	改正前
障害者、未成年者、寡婦及びひとり親（※）に対する 個人住民税の非課税措置の合計所得金額		135万円以下	125万円以下
均等割の非課税限度額における 合計所得金額	扶養なし	28万円+10万円	28万円
	扶養あり	28万円×（扶養人数+1） +10万円+16万8千円	28万円×（扶養人数+1） +16万8千円
所得割の非課税限度額における 総所得金額等	扶養なし	35万円+10万円	35万円以下
	扶養あり	35万円×（扶養人数+1） +10万円+32万円	35万円×（扶養人数+1） +32万円

※子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置の創設

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等48万円以下）を有するひとり親について、前年の合計所得金額が135万円以下の場合に個人住民税を非課税とする措置が創設されました。

※非課税限度額を算出する際の扶養人数には同一生計配偶者及び16歳未満の扶養親族を含みます。

## ◆未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の改正

これまで、同じひとり親であっても、離別・死別であれば寡婦（寡夫）控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で控除額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていました。そこで全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から以下のように変更されました。

### （1）ひとり親控除の創設

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用し、所得制限（合計所得金額500万円以下）が設けられます。

### （2）寡婦（寡夫）控除の改正

上記（1）以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を有する寡婦についても所得制限（合計所得金額500万円以下）が設けられます。

※ひとり親控除、寡婦控除はいずれも、事実婚状態にある人（住民票の続柄に「夫（見届）」「妻（見届）」と記載のある方）は対象外となります。

◆お問い合わせ先… 税務課 TEL (26) 1383